

西都市立三財小中学校いじめ防止基本方針

(最終改定 令和3年4月1日)

(平成30年4月1日施行)

三財小中学校

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、近年の急速な情報技術の進展により、SNS等を利用した新たないじめ問題が生じるなど、いじめ問題はますます複雑多様化している。

こうした中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、「西都市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）が、児童生徒の尊厳を保持する目的のために策定されたのを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を「西都市立三財小中いじめ防止基本方針」として定めるものである。

目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止のための措置	2
(2)	いじめの早期発見のための措置	2
(3)	いじめに対する措置	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	4
(1)	いじめの防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	5、6
(4)	ネット上のいじめへの対応	7
3	その他の留意事項	8
(1)	組織的な指導体制	8
(2)	校内研修の充実	8
(3)	校務の効率化	8
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	地域や家庭との連携について	8
(6)	関係機関との連携について	8
4	重大事態への対処	9
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9
	【参考】資料1～4	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童生徒や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童生徒をしっかりと守る。
- いじめはあるという認識に立ち、いじめ問題に対して十分な体制を整える。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

（1） いじめの防止のための措置

全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係をつくるために、教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感、規範意識を高める。

また、「いじめは決して許されない」ことの認識を、児童生徒はもとより、家庭や地域全体に広めるよう努める。

（2） いじめの早期発見のための措置

日頃から児童生徒の言動に留意するとともに、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめのサインを発見することに努める。

（3） いじめに対する措置

いじめを発見したときは、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、事実関係について全職員で共通理解し、学校全体で組織的かつ継続的に対応する。また、家庭や市教育委員会、関係機関との連携を図る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

(1) 「生徒指導対策職員会議」

- 原則水曜日を「情報共有デー」として会議を開く。
- 小中合同の会、ステージ別、小中別の会を毎月1回開く。

【構成員】

小中別、ステージ別、あるいは小中合同の全職員

【活動】

- 生徒指導全般に関する情報の共有と課題への対応についての協議

(2) 「いじめ不登校対策委員会」

- いじめ不登校事案発生時に校長、教頭、生徒指導主事が必要と判断した場合に緊急に開く。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、（養護教諭、関係職員、その他）

【活動】

- いじめ不登校事案に関する情報の共有や対応についての方針の決定
 - ・ いじめが疑われる案件の事実確認・対応
 - ・ 要配慮児童生徒への支援
 - ・ 関係児童生徒の保護者などへの支援
 - ・ 全校児童生徒に対する対応
- 学校いじめ防止基本方針の見直し
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析

(3) 「いじめ不登校対策職員会議」

- いじめ不登校事案発生時に「いじめ不登校対策委員会」を受けて開く。

【構成員】

小中別、あるいは小中合同の全職員

【活動】

- いじめ不登校事案に関する情報の共有や対応の決定
 - ・ いじめが疑われる案件の事実確認・対応
 - ・ 要配慮児童生徒への支援
 - ・ 関係児童生徒の保護者などへの支援
 - ・ 全校児童生徒に対する対応

2 いじめの防止等に関する措置

※資料1、資料2参照

(1) いじめの防止

ア 児童生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 小中学生の交流活動
- 朝の挨拶運動・ボランティア活動
- 児童生徒会におけるいじめ撲滅宣言

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりをする。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 全員参加の授業づくり
- 職員相互の授業参観

(イ) 日常的に児童生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な心のアンケートと教育相談週間を設け、児童生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定

(ウ) 教科や道徳、学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を高める。

- 道徳、学級活動を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 人権集会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）及び人権に関する参観授業の実施
- 学級懇談会における保護者への児童生徒の様子の報告

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有（学級懇談会を活用し保護者へ伝達）※資料3、4参照

イ いじめの有無についての把握に努めるとともに、学級担任をはじめ全職員が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

- 相談窓口（教頭） - 4 -

〒881-0113 西都市大字下三財 8195 番地 0983-44-5224

※ 生徒指導主事、学級担任、養護教諭等も対応します。

- 教育相談週間の設定
- 学校独自、県が実施するアンケートの実施（月1回、必要に応じて無記名）

ウ 生徒指導対策職員会議において、相談やアンケート結果のほか、各学級担任

等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※資料5参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 発見または通報を受けた教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とし措置をとる。
- いじめの事実について発見または通報を受けた教職員は生徒指導主事、または管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- アの情報をを受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は校長、教頭へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに校長、教頭、生徒指導主事で協議し、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が西都市教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会のほか、児童生徒が話をしやすくなるよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、児童生徒や保護者へのアンケート調査を行う。この場合、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要になる場合があることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、西都市教育委員会及び児童相談所等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援等の方針を決定し、いじめ不登校対策職員会議で協議し対応を決定する。
- いじめ解消の判断は、事案発生からおよそ3ヶ月はその経過観察と本人への確認により行う。

- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜く姿勢で、継続的に支援する。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で臨み、いじめた児童生徒の内面も理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合は中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが必要なものもあることに配慮する。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童生徒の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は西都市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

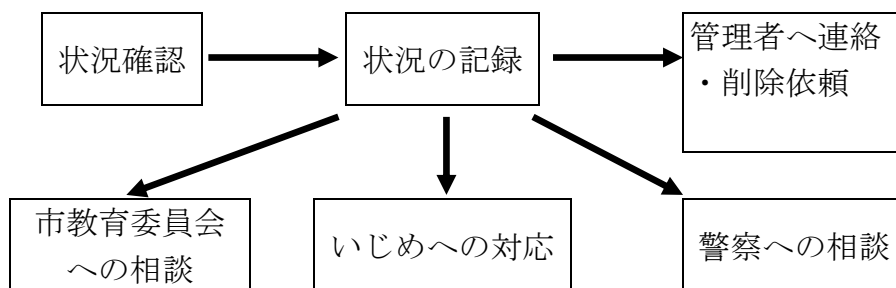
文字や画像等を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報により、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導體制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の実施

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

(3) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組を充実させる。

(4) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校と地域、家庭が情報を共有する。

(5) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をとる。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 児童相談所との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が西都市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西都・児湯いじめ対策専門家委員会）に協力する。
- 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
 - 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 基本方針については、現状や課題等に応じて、定期的な改善や見直しに努める。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページで公表する。

2 いじめ相談窓口

- 相談窓口（教頭）
〒881-0113 西都市大字下三財 8195 番地 0983-44-5224
※ 生徒指導主事、学級担任、養護教諭等も対応します。

10 いじめ防止基本方針の概要

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA		
	行事等	児童生徒が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	生徒指導対策職員会議 いじめ不登校対策委員会等				
4	対面式(小中)		年間計画に基づく授業実践 内容項目「主として人との関わりに関すること」「主として集団や社会との関わりに関すること」についての題材(道徳)	人権に関する題材1時間(学活)	学校基本方針の共通理解 生徒指導研修(児童生徒理解)	心のアンケート(選択記述)記名	★毎週水曜日を「情報共有デー」として「生徒指導対策職員会議」を行い、情報を共有する。 ・小中合同、ステージ別、小中別の会を各月1回実施する。 ・いじめ不登校に関する事案が起きた場合は、状況に応じて「いじめ不登校対策職員会議」、「いじめ不登校対策委員会」を	P T A総会(基本方針の説明)	計画・目標共通理解	
5	児童生徒総会	児童生徒総会でのいじめ撲滅宣言(小中)				Q U調査①・教育相談(小中)記名				
6						心のアンケート(記述)無記名				
7	結団式	児童生徒会による企画運営			人権教育研修 Q U分析①	いじめ調査・教育相談(小中)無記名			保護者との二者面談での相談(希望者・小中)	学期反省と取組の改善
8				人権に関する題材1時間(学活)	生徒指導研修(児童生徒理解)				三者面談での相談(中)	
9	運動会	運動会実行委員会による企画・運営		内容項目「主として人との関わりに関すること」「主として集団や社会との関わりに関すること」についての題材(道徳)		相談アンケート・教育相談(小中)記名				
10	文化発表会	文化発表会での絆づくりへそ祭り				心のアンケート(選択記述)無記名				
11	西都市陸上大会(小) 情報モラル教室(小)	市陸上大会へ向けた取組(小6)				いじめ調査(県)・教育相談(小中)無記名			いじめ調査結果公表 三者面談での相談(中3)	
12	人権集会(小)(中)					Q U調査・教育相談(小中)記名			保護者・地域学校評価アンケート	学期反省と取組の改善
1	か母ちゃっこクラブ性教育(中)			人権に関する題材1時間(学活)		相談アンケート・教育相談(小中)記名			アンケート結果公表	
2	か母ちゃっこクラブ性教育(小)		内容項目「主として人との関わりに関すること」「主として集団や社会との関わりに関すること」についての題材(道徳)	Q U分析②	いじめ調査(小中)無記名					
3	送別遠足 情報モラル教室(中)	送別レクレーション(小中) クラスマッチ(中)		今年度の反省と次年度取組事項の協議				年間反省と次年度計画作成		

資料 2

早期発見・事案対応マニュアル

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「いじめの防止等の対策のための組織」》(以下、「組織」という)

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 児童生徒への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料 3

いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン

1 いじめられた児童生徒のサイン

いじめられた児童生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の時間	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたづらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた児童生徒のサイン

いじめた児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料 5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

